

# 七 飯 町

## 第 7 次 行 財 政 改 革 大 綱

計 画 期 間 : 令 和 8 ~ 1 2 年 度

令 和 8 年 3 月

北 海 道 七 飯 町

# 目 次

ページ

I	行財政改革の必要性	．．．．．	1
II	大綱の位置付け	．．．．．	5
III	計画期間	．．．．．	6
IV	基本方針と行財政改革の具体的取組	．．．．	6
V	行財政改革の推進体制と進行管理	．．．．	8
	行財政改革取組事項一覧	．．．．．	10

# I 行財政改革の必要性

## 1 はじめに

本町では、より質の高い行政サービスの提供と行財政経営の健全化を目指し、平成8年度に第1次行政改革大綱を策定して以降、積極的に行財政改革に取り組んできました。

しかしながら、現在の本町を取り巻く環境は、かつてないほど厳しい状況にあります。歳入では、町税・地方交付税などの経常一般財源が過去4ヶ年、概ね75億円から80億円前後で横ばいに推移しています。一方で、歳出面では、社会保障関係経費の増大が顕著で、特に扶助費は、この5年間で約10億円の増加となっております。さらに、公共施設の老朽化による改修・修繕経費などの増加や物価高騰の影響も大きく、今後も町の財政は非常に厳しい状況が続くものと予想されます。

加えて、社会・経済の構造変化が一層加速しており、少子高齢化やデジタル化の進展など、複雑・多様化する課題に機動的かつ効率的に対応できる体制の整備が急務となっています。

行財政改革の目的は、持続可能な財政基盤の確立を前提に、行政サービスの向上、そして町民の皆様と協力してまちづくりを進めることであり、これにより、町の発展と町民生活のさらなる充実を実現することを目指すものであります。今後も、急速に変化する外部環境の中で、町民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進しながら、取組を加速し、未来に向けた強靱かつ持続可能な行財政基盤の確立を図っていきます。

## 2 これまでの行財政改革の取組

行財政改革は一過性のものではなく、継続的に取り組むべき課題であり、これまで毎年度、実績や進捗状況を検証しながら推進してきました。

行財政改革	H8～12	H13～17	H18～22	H23～27	H28～R2	R3～R7
大綱の取組	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次
		集中改革プラン (H17～21)				

## 3 七飯町を取り巻く環境の変化と課題

### ① 人口減少と少子高齢化の進行による影響

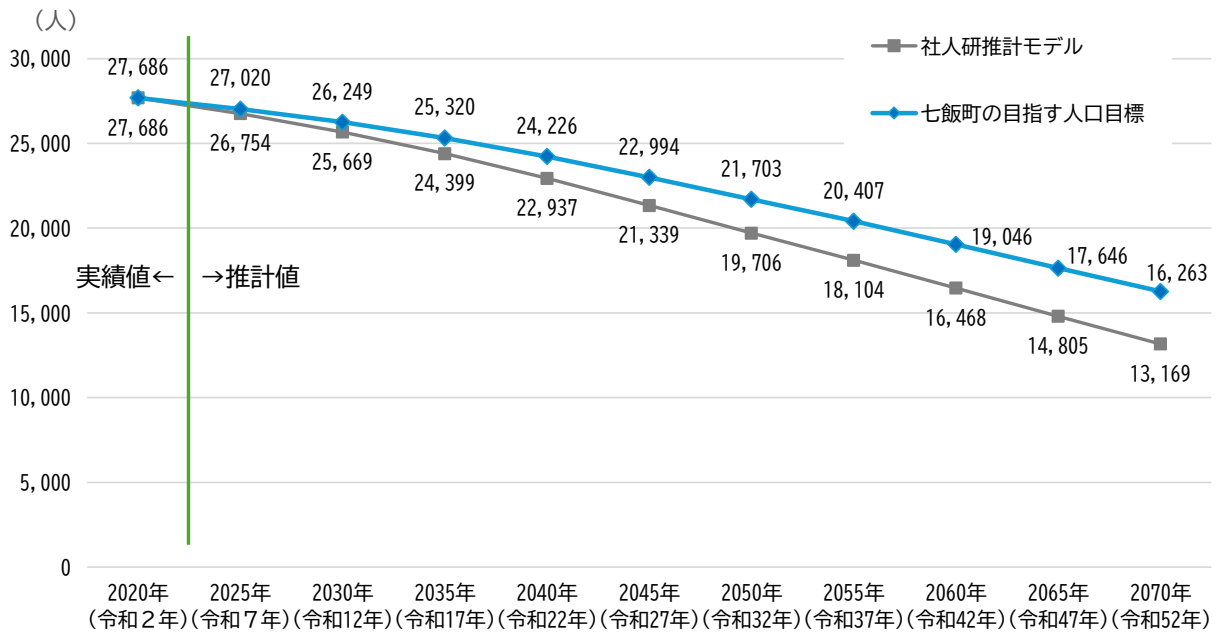
本町の将来人口については、社人研推計モデルでの推計によると、令和52年（2070年）には13,169人まで減少する見込みとなっております。本町の人口減少はしばらくの間、緩やかな減少に留まりますが、徐々に減少スピードが上がっていく見込みとなっております。

活力のある地域を維持できるよう、この減少幅をできるだけ小さくしていくことが必要です。

人口減少、特に生産年齢人口の減少による町税収入の落ち込みや、高齢化の進行による医療や介護などの社会保障費の増加が見込まれることから、中長期的に町の財政への大きな影響が懸念されます。

こうしたことから、人口減少・少子高齢化という社会の変化に適応した行財政経営の転換が求められています。

## 【 七飯町における人口の推計 】



### ② 財政硬直化の進行と公共施設の最適化

令和6年度決算においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は88.8%となり、5年前(令和2年度)と比較して2ポイント改善しました。しかし、3年連続で80%後半台となっており、高止まり傾向が続いています。歳入が伸び悩む一方、社会保障費や公共施設の維持管理費などの経常経費が増加しており、楽観視できない状況にあります。

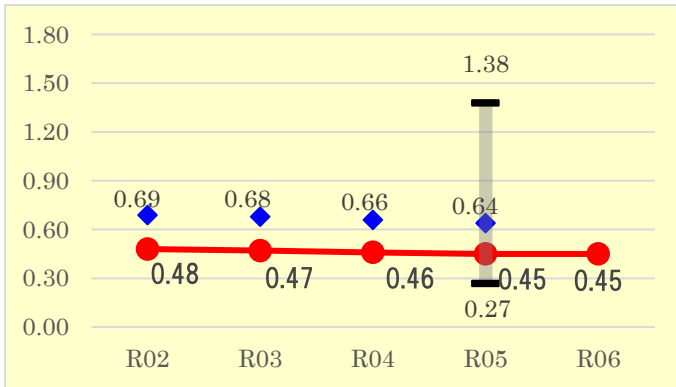
公共施設の長寿命化・大規模改修事業や、学校のエアコン設置、子育て支援施設の整備などにより、令和12年度末には町債残高が増加する一方で基金残高が減少することが見込まれます。将来負担の軽減を図るため、交付税算入率の高い有利な町債を最大限活用していますが、今後はその償還(返済)の負担増が避けられません。

今後、人口の減少に伴い、町税収入等一般財源の減少が予想される一方、少子高齢化に伴う扶助費などの義務的経費が増加することが予想されます。

この厳しい財政状況の中で、公共サービスの水準を維持しつつ、運営コストを抑えるためには、施設の建替えや大規模改修を慎重に判断する必要があります。すべての公共施設を維持・更新することは難しく、次世代に負担を残さないためには、人口減少と少子高齢化に対応した施設の集約化や、公有財産の質・量・コストの最適化が急務です。

【 七飯町（一般会計）における主要な財政指標等の推移 】

財政力指数の推移

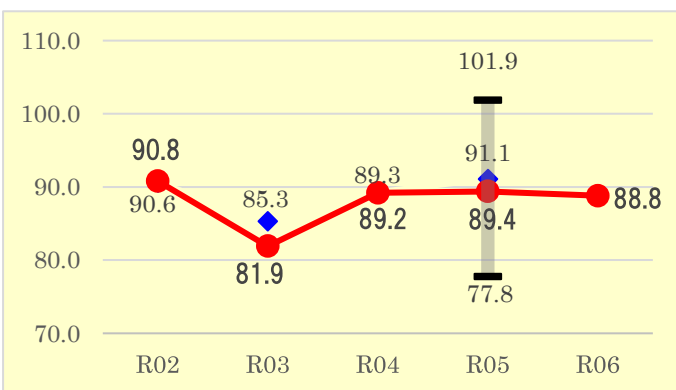


一定の算定式で計算された、町税などの標準的な収入を、平均的な水準で行政を行った場合に要する経費で除した得た数値。

→ “基準財政収入額÷基準財政需要額” 数値が高いほど普通交付税の依存度が低いことを示す。

● 七飯町の値 ◆ 類似団体内平均  
I 類似団体内の最大値及び最小値

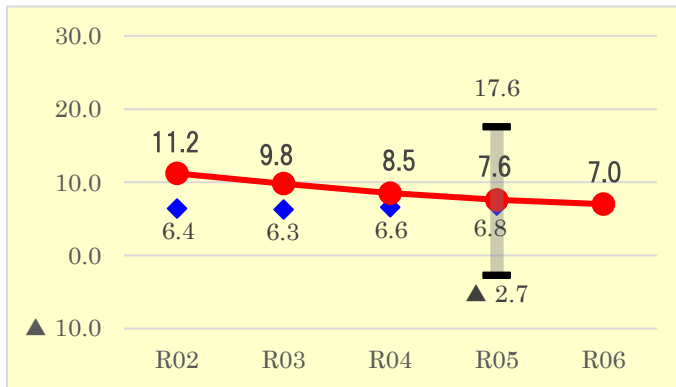
経常収支比率の推移



財政構造の弾力性を示す比率(割合)。町税等の経常的に歳入される一般財源収入が、人件費・扶助費・公債費等の義務的性格の経常的経費にどの程度充当(投入)されているかを示す。

● 七飯町の値 ◆ 類似団体内平均  
I 類似団体内の最大値及び最小値

実質公債費比率の推移

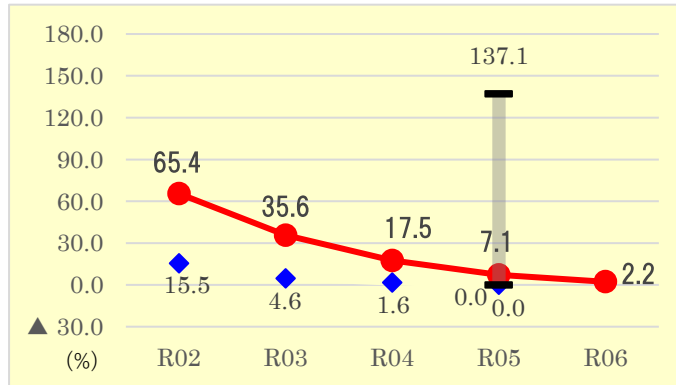


町税・普通交付税等の「経常一般財源」が、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた「実質的な公債費相当額」に充当された比率(割合)。

18%を超えると「起債許可制団体」  
25% “ ” 「早期健全化団体」  
35% “ ” 「財政再生団体」となる。

● 七飯町の値 ◆ 類似団体内平均  
I 類似団体内の最大値及び最小値

将来負担比率の推移

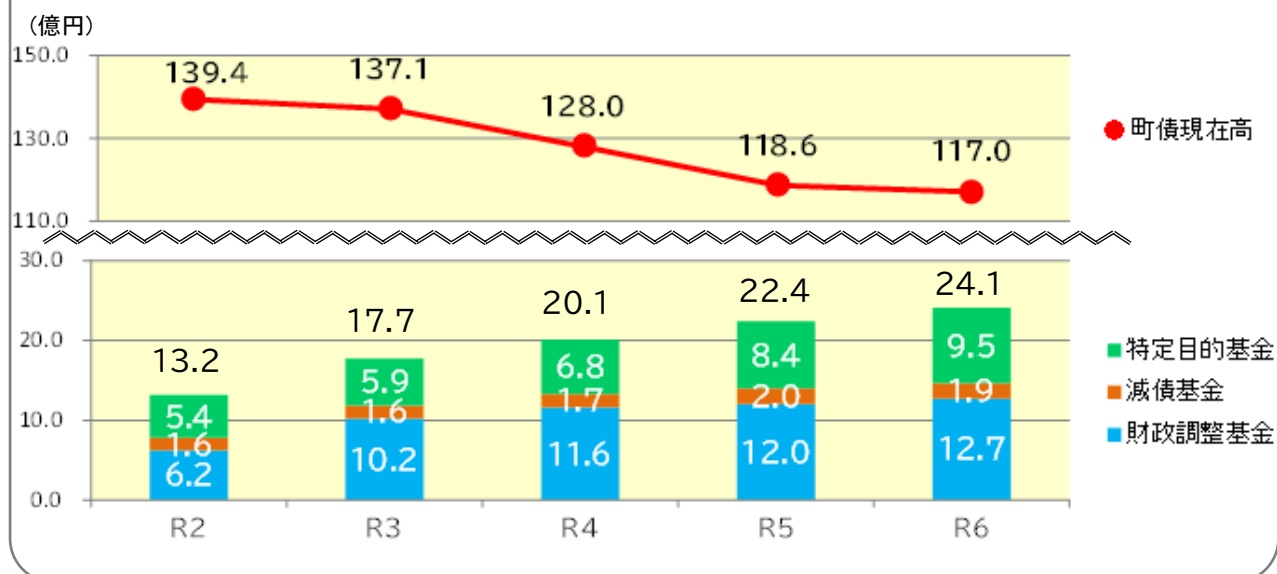


一般会計等が負担すべき実質的な将来の負担(債務負担額や公債費)が標準財政規模1年分の何倍あるかを示す比率(割合)。

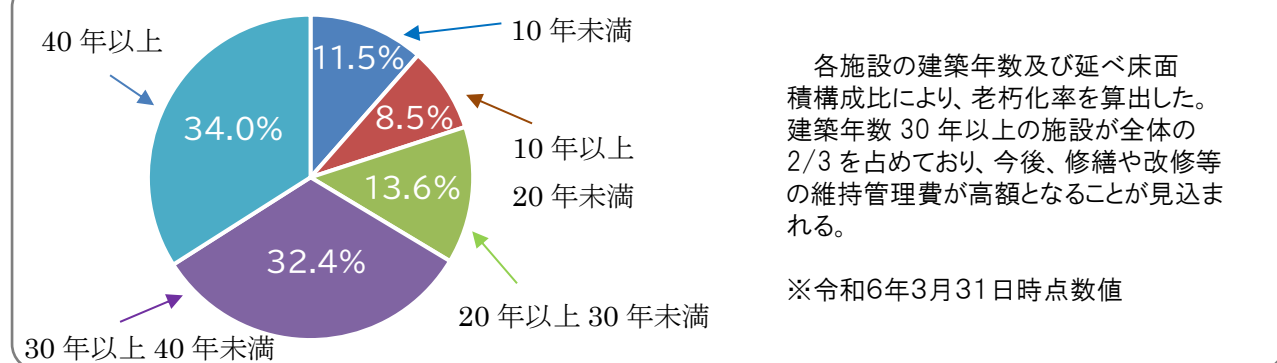
100%で1年分を示し、350%(3.5倍)を超えると「早期健全化団体」となる。

● 七飯町の値 ◆ 類似団体内平均  
I 類似団体内の最大値及び最小値

町債及び基金残高の推移



公共施設老朽化率



### ③ 複雑・多様化するまちづくりの課題への対応

人口減少と少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少により、地域コミュニティの機能低下や、地域経済、産業基盤の脆弱化が懸念されます。特に、地域活力の低下や生活支援のニーズの多様化が顕著となっており、今後の持続可能なまちづくりに向けて、早急に対応策を講じることが求められています。

そのため、行政、町民、町内会などの地域コミュニティ組織、NPO、民間企業など多様な担い手が連携して、持続可能な協働のまちづくりを推進する必要があります。

さらに、価値観や生活様式の変化・多様化に伴い、町民の行政サービスに対するニーズも複雑・多様化しています。デジタル化や効率的な情報共有を進めることで、これらのニーズを的確に把握し、適切な対応を講じることで、より良い地域づくりの実現に繋がります。

#### ④ 行政組織の最適化・活性化

本町では、執行体制の見直しや組織の改廃・新設を行い、各部門における権限と責任を明確化・専門化することで、迅速かつ的確な対応を図れるよう取組を続けてきました。今後も、組織の合理化と複雑・多様化する行政課題への対応を目指し、職員の適正配置に努めるとともに、職員個人のスキルアップと充実した生活を両立できる環境づくりが重要です。

また、職員一人ひとりが、全庁横断的な視点を持ち、改革の当事者として主体的に課題解決に取り組むよう、意識改革を進めることが求められます。

#### ⑤ デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

人口減少が進行し、高齢化社会が深刻化する中で、持続的な行政運営を行うためには、これまで以上に業務の効率化を図り、町民の利便性向上を目指す取組が必要です。特に、窓口サービスの維持・向上を続けるためには、デジタル技術の活用が不可欠であり、自治体のDXの推進が急務となっています。

自治体DXは、町民の利便性を向上させるだけでなく、町の業務を簡素化し、効率化する役割を果たします。将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築するためには、デジタル技術を活用し、町民の利便性向上と職員の業務効率化を図る必要があります。

## Ⅱ 大綱の位置付け

「第6次七飯町総合計画」（令和8年度～令和17年度）は、本町の最上位の計画として位置付けています。その基本目標のひとつとして「協働のまちづくり」を掲げ、『自立する自治体経営の推進』を目指しており、行財政改革を推進していくこととしています。

本大綱は、総合計画を着実に推進するために、町民と行政との協働を基本に、計画的に行財政改革を進めるための指針として位置付けられています。

### Ⅲ 計画期間

本大綱の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、「第6次総合計画」をはじめとした各種計画の内容や社会環境の変化を踏まえ、必要に応じて本大綱の改訂を行うこととします。

	令和3年度 ~ 令和7年度	令和8年度 ~ 令和12年度
総合計画	第5次基本計画（後期計画）	第6次基本計画（前期計画）
<b>行財政改革大綱</b>	第6次改革大綱	<b>第7次改革大綱</b>
財政見通し （中長期財政計画）	財政見通し	財政見通し
公共施設等 総合管理計画	第1期総合管理計画	第2期総合管理計画
定員適正化計画	第6次適正化計画	第7次適正化計画

### Ⅳ 基本方針と行財政改革の具体的取組

#### 1 概要（体系）

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少による税収の減少、医療や福祉などの社会保障関連経費の増加、さらには社会・経済の構造変化が加速しています。

特に、限られた経営資源を効果的かつ効率的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を進める必要性が高まっており、この認識を全職員と町民で共有することが重要です。「あったらいい」という事業ではなく、「なくては困る」という事業に絞り込み、限られた資源の中で真に必要とされる行政サービスを選択・集中することが不可欠です。

限られた資源を最大限に活用するためには、DXを駆使して行政サービスを効率化し、住民のニーズに迅速かつ的確に応える体制を整える必要があります。また、施設の維持・運営コストを抑えつつ、施設の統廃合や共同利用の促進、または利用頻度に応じた運営方法の見直しなどを通じて、持続可能な行財政基盤を築くことが求められています。

このような背景を踏まえ、大綱の「基本方針（テーマ）」、この基本方針を踏まえた改革の「重点項目」と、その重点項目を実現するための「取組項目」を体系的に整理し、行財政改革を推進していきます。

## 2 基本方針（テーマ）

社会・経済の構造変化を乗り越えるため、DXを駆使して住民のニーズに柔軟に対応し、公共施設の最適化を進めるとともに、持続可能な行財政基盤の構築を図ります。限られた資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を生み出すことが求められているため、次の基本方針（テーマ）を掲げた上で、迅速に改革を実行し、効果的かつ効率的に目標を達成していきます。

### 基本方針（テーマ）：選択と集中～持続可能な行財政基盤の確立～

第6次行政改革大綱までの基本テーマを継承し、選択と集中を柱に事業の取捨選択を行うことで、行財政改革を推進します。将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

### 3 重点項目と具体的取組

第7次行財政改革大綱では、基本方針（テーマ）を踏まえながら行財政改革を推進していくため、3つの重点項目を定めることとします。また、それぞれの重点項目における具体的取組も併せて定めます。

#### 財政改革（健全な財政運営）

将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するため、必要な事業に投資できる安定した財政基盤を構築し、健全な財政運営を推進します。選択と集中による歳出の抑制に努めるとともに、受益者負担の適正化や自主財源確保の拡大など、歳入の増強にも取り組み、財政的な安定の確保を目指します。

#### 行政改革（効率的・効果的な行政運営）

限られた財源や人員の中で、複雑・多様化する町民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、行政サービスの質を向上させ、効率的で効果的な行政運営を推進します。公共施設の統廃合の検討やDXの推進を通じて、コストを削減し、町民の利便性向上と迅速な行政運営を目指します。

#### 組織改革（組織力の向上）

複雑・多様化する行政課題に柔軟に対応するため、既存の組織機構の見直しや適正な定員管理を行い、効率的かつ生産性の高い組織体制の構築を目指します。職員一人ひとりの意欲を高める環境整備と能力向上に取り組み、組織力の向上を図ります。

## V 行財政改革の推進体制と進行管理

第7次行財政改革大綱の推進にあたっては、副町長を本部長とする「行財政改革推進本部」において毎年度進行管理を行い、実施状況について点検・評価をします。

また、行財政改革の実効性を高めるとともに、町民に開かれた透明性のある改革を推進するため、町民有識者で構成する「行財政改革推進委員会」に定期的に報告し、委員会はその推進について行財政改革推進本部に対し、評価や必要な提言を行います。

基本方針(テーマ)

重点項目

選択と集中  
持続可能な  
行財政基盤の  
確立

1 財政改革（健全な財政運営）

① 事務事業の見直し

- ・町単独事業費の抑制
- ・補助事業の見直し
- ・扶助費の見直し

② 歳入の確保

- ・町税等の徴収強化（税務調査の強化・納付方法の拡充）
- ・受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）
- ・自主財源の確保

③ 計画的な財政運営

- ・適正な予算執行の徹底
- ・予算編成方法の見直し

2 行政改革（効率的・効果的な行政運営）

① 行政運営の効率化

- ・民間委託の活用と指定管理者制度の見直し
- ・フロントヤード（窓口業務）改革
- ・行政評価（事務事業評価）制度の活用

② 公共施設マネジメントの推進

- ・施設のあり方の検討と対策の実施
- ・未利用資産の利活用・売払い

③ DXの推進

- ・業務効率化
- ・町民の利便性向上

3 組織改革（組織力の向上）

① 効率的な組織機構の構築

- ・組織機構の見直し

② 定員管理及び給与等の適正化

- ・職員定数及び人員配置の見直し
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現
- ・ハラスメント対策の推進

③ 人材の確保・育成・活用

- ・人事評価制度の活用
- ・職員の能力開発

# 行財政改革取組事項一覧

## 1 財政改革（健全な財政運営）

### ① 事務事業の見直し

No.	改革事項	改革の方向性と考え方
111	町単独事業費の抑制	限られた財源を有効に活用するため、町単独事業費の抑制は不可欠です。最少の経費で最大の効果をあげるため、簡素で効果的な事業立案と見直しを行い、事業費の抑制に努めます。
112	補助事業の見直し	各種補助事業について、社会経済情勢の変化等によって効果や必要性、公益性が薄れていないかなどを検証し、必要に応じて見直しや類似の補助金等の廃止・統合を行います。
113	扶助費の見直し	国の基準を超え、町の単独事業として拡大給付している扶助費について効果や必要性などを検証し、必要に応じて見直しを行います。

### ② 歳入の確保

No.	改革事項	改革の方向性と考え方
121	町税等の徴収強化 （税務調査の強化・納付方法の拡充）	現年度債権の納付推進を通じて新たな滞納の発生を抑制し、徴収率の向上を図ります。納付環境の整備と既存納付方法の状況や手数料の動向などを把握し、町税等公金の納付方法の改善・検討を図ります。
122	受益者負担の適正化 （使用料・手数料の見直し）	各種使用料・手数料等について、受益者負担の適正化を図るため、公共施設の使用料・減免制度や各種手続きの手数料等について点検・精査し、必要に応じて見直しを行います。
123	自主財源の確保	自主財源確保のため、ふるさと納税の取組推進や企業版ふるさと納税の拡大など、歳入増加の方策について検討します。

### ③ 計画的な財政運営

No.	改革事項	改革の方向性と考え方
131	適正な予算執行の徹底	予算の執行段階における経費縮減や特定財源の確保に努めるとともに、予算残額の執行停止など適切な予算執行管理の徹底を図ります。基金及び町債について、目標設定と管理の徹底を図り、持続可能な行政運営の基盤整備をします。
132	予算編成方法の見直し	これまでの予算編成方法（シーリング枠配分等）に変わる手法の検討や導入により、必要人員を含めた事業経費の整理・合理化を図るとともに、事業のあり方や改善に係る検討を進めることで行政サービスの向上・費用対効果の改善を図ります。

## 2 行政改革（効率的・効果的な行政運営）

### ① 行政運営の効率化

No.	改革事項	改革の方向性と考え方
211	民間委託の活用と指定管理者制度の見直し	指定管理者制度について、状況の変化等を踏まえ、制度のより効果的な活用方法について検討します。また、時代の変化や多様化する町民ニーズに的確に対応するため、民間委託の導入・拡充を進め、業務の効率化を図ります。
212	フロントヤード（窓口業務）改革	町民と密接に関わる窓口業務について、近年のデジタル化の進展を踏まえ、窓口業務や行政手続きのあり方の変化を見据えつつ、業務改善に向けて横断的に連携し、利便性向上に向けた検討を進める。
213	行政評価（事務事業評価）制度の活用	政策評価、施策評価、事務事業評価等の行政評価制度のあり方を検証し、評価制度の精度を高めることで、事務事業の優先順位をつけ、整理・廃止・見直しを進めるとともに、組織の合理化や経費節減に繋がります。

### ② 公共施設マネジメントの推進

No.	改革事項	改革の方向性と考え方
221	施設のあり方の検討と対策の実施	公共施設の老朽化や人口減少に伴う利用者数の変化を踏まえ、将来にわたり持続可能で質の高い行政サービスを提供するために、老朽化した施設の統廃合・多機能化（集約化・複合化）など、施設のあり方を検討します。また、将来の財政負担を軽減するために、「七飯町公共施設等総合管理計画」のもと、適切な維持管理と施設の長寿命化にも取り組みます。
222	未利用資産の利活用・売払い	行政財産としての役割を終えた未利用資産のうち、将来にわたり利用計画のない遊休資産などについてその利活用を検討します。

### ③ DXの推進

No.	改革事項	改革の方向性と考え方
231	業務効率化	業務の効率化や行政サービス向上を図るため、AI等のICT活用の検討や紙媒体の電子データ化等を推進します。業務の効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげます。
232	町民の利便性向上	デジタル技術・情報通信技術による、各種届出・申請や通知のオンライン化などを検討し、町民の利便性を向上させます。

### 3 組織改革（組織力の向上）

#### ①効率的な組織機構の構築

No.	改革事項	改革の方向性と考え方
311	組織機構の見直し	社会の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開するため、簡素で効率的かつ、より機動的で実行力のある組織機構の構築に向け機構の見直しを検討します。

#### ②定員管理及び健全な職場環境の維持

No.	改革事項	改革の方向性と考え方
321	職員定数及び人員配置の見直し	新たな事務や業務量の増加に対応し、限られた人材を行政需要に応じて適切に配置するため、再任用職員・会計年度任用職員を含め総合的に検討するなど、適正な定員管理に努めます。また、人材の獲得競争が激しさを増す中において、採用情報の周知・発信強化を図ります。
322	ワーク・ライフ・バランスの実現	時間外勤務の縮減、年次有給休暇や特別休暇取得促進に向けた意識啓発、さらには開庁時間の見直しを検討するなど、職員のワーク・ライフ・バランスや健康で働きやすい職場環境の整備を目指します。
323	ハラスメント対策の推進	職員が安心して、能力を発揮できる良好な職場環境を保つため、様々なハラスメントに対する正しい知識を得られる機会の提供と相談窓口の提供をとおり、ハラスメントの防止に努めます。

#### ③人材の確保・育成・活用

No.	改革事項	改革の方向性と考え方
331	人事評価制度の活用	より公平性・客観性の高い人事評価制度を構築するため、現行制度の点検を行うとともに、人材育成や人事・給与制度への評価反映など、評価結果のさらなる活用方法について検討します。
332	職員の能力開発	多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、オンライン研修や各種研修を通じて学習機会を確保し、課題発見力や課題解決力などの職務能力の向上と、自発的に行動する職員の意識改革を図ります。



七飯町 財政課 財 政 係  
( 行財政改革担当係 )

〒 041 - 1192

北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

tel:0138-83-1515 fax:0138-66-2054

✉:112-zaisei@town.nanae.hokkaido.jp